

公開日	以降	登録番号	
-----	----	------	--

事前教示回答書（変更通知書兼用）

税関様式C第1000号-1

別添の事前教示に関する照会書（登録番号 ）による照会について、下記の「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」、「関税率」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「参考（他法令）」欄記載のとおり回答します。

なお、本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。また、「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」を決定する際の品目分類に関する見解については、分類理由欄に記載されています。

関税率表適用上の所属区分 及び統計品目番号	関税率	内国消費税等の適用区分及び税率	照会貨物の一般的品名
照会貨物の概要			
分類理由			
令和 年 月 日		税関業務部	
参考 (他法令)			

(注) 本件回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。また、裏面の「注意事項」をよくお読みください。なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税関までお問い合わせください。 (規格A4)

注 意 事 項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対しての回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても型番、成分等が異なる貨物は関税率表上まったく別の所属区分に属することもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供しますのでご留意ください。
3. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、照会された貨物について一律に適用されるものではないのでご留意下さい。
なお、原産地の認定について事前教示が必要な場合には、別途、事前教示に関する照会書（原産地照会用）（税関様式C第1000号-2）による照会を行う必要があります。
4. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割合です。
5. 関税率欄並びに内国消費税の適用区分及び税率欄は回答日現在において適用される税率を示しています。
6. この回答書（変更通知書）のうち、関税率表番号について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から2か月以内のみ可能です。
7. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - (1) その交付又は送達のあった日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過したもの
 - (2) 輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分等を決定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの
 - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）並びに関税率表解説及び分類例規（以下「通達」といいます。）の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
 - (4) 法令及び通達の適用を誤ったもの
 - (5) 上記（1）～（4）以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記9.により朱書されたものを除きます。）
8. 法令又は通達の改正、分類解釈の変更その他の理由によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
9. 事前教示回答書（変更通知書兼用）上記8.の場合において、変更通知を行ったものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したのではないと認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（分類変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

（規格A4）

受付番号 (税関記入欄)

登録番号 (税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

令和 年 月 日	照会者の 住所、氏名	輸入者符号
	代理人の 住所、氏名	(担当者) (電話番号)

下記貨物の WTO 協定 経済連携協定() 特惠 その他()
税率適用に関する原産地について照会します。

品名 HS番号 銘柄・型番	製造地 製造者	輸入申告 予定 官署
---------------------	------------	------------------

照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()
------	--	--------------	--------------------------

輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投資又は 長期契約の予定の有無	照会貨物に係る原産地事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)
	照会貨物に係る品目分類事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)
	類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号及びその年月)

照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)

原産地認定に関する意見 (有 無)

非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3.参照)	要・否	非公開理由
-------------------------------------	-----	-------

非公開期間	()日 (180日を超えない期間)	続	補足説明書	要求 ・ 提出、 枚
-------	--------------------	---	-------	------------

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について	
④この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ

照会者又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付してください。
- この照会書に記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時にお知らせください。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

（規格A4）

公開日 以降

登録番号

事前教示回答書 (変更通知書兼用) (原産地回答用) 税関様式C 第1000号-3

別紙の事前教示に関する照会書(受付番号)による照会について、下記のとおり回答します。
(令和 年 月 日付事前教示回答書(変更通知)をもって回答(変更)した内容を下記のとおり変更したので、通知します。)

なお、下記の回答を参考とする場合は、裏面に掲げる事項に留意して下さい。また、照会貨物の輸入申告等を行う際には、これを添付して下さい。

回答	
照会貨物の概要	
原産地認定理由	

令和 年 月 日 税関業務部

(注) 裏面の「注意事項」をよくお読み下さい。また、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税関にお問い合わせ下さい。 (規格 A4)

注 意 事 項

1. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）によって認定された原産地のうち、特惠原産地及び経済連携協定原産地については原産地として認定された場合でも、実際の輸入申告の際には、運送条件、原産地証明書記載条件等によっては特惠税率又は経済連携協定税率が適用できない場合もありますので注意して下さい。
2. この回答書（変更通知書）の原産地認定について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から翌日から2か月以内のみ可能です。
3. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - (1) その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの
 - (2) 輸入貨物の適正な原産地を認定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの又は関係国における製造、加工等と合致しない商品説明に基づくもの
 - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）及び通達の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
 - (4) 法令及び通達の適用を誤ったもの
 - (5) 上記(1)～(4)以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記5. により朱書されたものを除きます。）
4. 原産地認定解釈の変更によりこの回答書の原産地認定変更が必要となったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
5. 上記4. の場合において、変更通知を行ったものについては、当該原産地認定変更前に契約した貨物について、当該原産地認定変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（原産地認定変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期限の何れか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容については、審査上尊重されます。）。

（規格A4）

公開日 以降

登録番号

令和 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部
(首席) 関税評価官

事前教示回答書 (変更通知書兼用) (関税評価回答用)

別添の事前教示に関する照会書 (関税評価照会用) (登録番号) による照会について、
下記の「回答及び理由」欄記載のとおり回答します。

取引の概要及び照会趣旨	
回答及び理由	
有効期限	この回答書の有効期限は 年 月 日までとする。
参考	

(注) 本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。

(規格 A 4)

注意事項

1. 本件の回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる解釈が行われることがあります。また、事後調査等において、実際の取引実態が照会内容と相違していることが判明した場合には、当該回答は尊重されないこととなるのでご注意ください。
2. 回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。
3. この回答書（変更通知書）は、関税評価の参考とするため、回答後原則として公開し納税者一般の閲覧に供しますのでご注意ください。
4. この回答書（変更通知書）の内容については、行政不服審査法上の「不服申立て」の対象とはなりません。当該内容について意見がある場合には、税関に「意見の申出」を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から2月以内のみ可能です。
5. 納税申告（評価申告）等の審査上、例えば、次の回答書（変更通知書）は尊重しません。
 - ・ 有効期限を経過した回答書
 - ・ 法令及び通達の改正により影響を受け、参考とならなくなった回答書
 - ・ 法令及び通達の適用を誤った回答書
6. 法令の解釈の変更等により、この回答書（変更通知書）の内容を変更する場合には、変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書を税関より新たに発出します。

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）

(文案の例示)

令和 年 月 日に受理しました照会内容（受理・登録番号 ）は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前教示照会に当たりませんので、お知らせします。

記

(理由)

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ（通知）

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公開することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても（関税評価に関する法令/減免税）の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、令和 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、事前教示照会に対する文書回答の対象となくなりましたので、お知らせします。

記

(理由)

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）

（照会者名）（敬称） _____ から、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称） _____ に係る関税率表適用上の所属区分等についての
照会につきましては、下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お
知らせします。

切替えを行わない理由：

- 具体的な照会でない。
- 回答に見本の提出が必要。
- 一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号について回答できると認められない。
- その他：

税関 業務部
（首席）関税鑑査官

上記照会貨物の関税率表適用上の所属区分等について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載して
あります注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先） _____ までお問い合わせください。

関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号 _____

関税率 _____

内国消費税及びその税率 _____

参考（他法令） _____

通信欄 _____

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただく
ものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、
税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書」（C 第 1000 号）を税関
に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等の参考となるべき資
料の提出をお願いすることがあります。
2. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、
照会された貨物について一律に適用されるものではありません。
3. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割
合です。
4. この回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎませ
んので、正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。
5. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の
申出を行うことはできません。

（規格 A4）

受付番号 (税関記入欄)

登録番号 (税関記入欄)

インターネットによる事前教示に関する照会書 (原産地照会用)

税関様式C第1000号-16

令和 年 月 日	照会者の 住所、氏名	輸入者符号	
殿	代理人の 住所、氏名	(担当者) (電話番号)	
下記貨物の <input type="checkbox"/> WTO協定 <input type="checkbox"/> 経済連携協定 () <input type="checkbox"/> 特恵 <input type="checkbox"/> その他 () 税率適用に関する原産地について照会します。			
品名 HS番号 銘柄・型番		製造地 製造者	輸入申告予 定官署
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料	写真・図画・カドガ・説明書・その他 ()
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投資又 は長期契約の予定の有無			照会貨物に係る原産地事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)
			照会貨物に係る品目分類事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)
			類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号及びその年月)
照会貨物の説明 (関係する国における加工、製造に関する事項等)			
原産地認定に関する意見 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
続	補足説明書	提出	枚

(注)次頁の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目		確認欄
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ	
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい ・ いいえ	
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ	
2. 照会について		
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者 又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。	
3. 補足説明又は追加資料の提出について		
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ	
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（ 注意事項 参照）		
⑥ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します。（回答内容については原則公開となります。）	はい ・ いいえ	
⑦ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により 受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL： http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	イ、ロのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の 官署名 を記入してください。	
⑧ ⑦により交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい ・ いいえ	
⑨ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	要 ・ 否	
非公開理由	非公開期間	() 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください（セット物品は除きます。）。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7—19—2（5）に規定する場合（本様式（C 第 1000 号—16）による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本の提出を要することなく、一の原産地について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから 30 日以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間）に限り、非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時にお知らせください。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）（原産地回答用）

（照会者名）（敬称） _____ から、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称） _____ に係る原産地についての照会につきましては、
下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせします。

切替えを行わない理由：

- 具体的な照会でない。
- 回答に見本の提出が必要。
- 一の原産地について回答できると認められない。
- その他：

税関 業務部
（首席）原産地調査官

上記照会貨物の原産地について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先） _____
までお問い合わせください。

原産地 _____

通信欄 _____

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただくものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書」（C 第 1000 号-2）を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等の参考となるべき資料の提出をお願いすることがあります。
2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできません。

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）（関税評価回答用）

（照会者名）（敬称）_____から、令和____年____月____日に照会のありました、
インターネットによる（主な貨物の品名）_____に係る関税評価についての照会につきまして
は、下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせします。

切替えを行わない理由：

- 具体的な取引内容が確定していない。又は将来予定されている取引だが具体的な資料が提出されていない。
- 関税等の免税の規定の適用を受ける貨物に係る照会である。
- 照会対象の取引等が、関税等の軽減を主要な目的とするものである。
- 照会対象の取引等と同様の事案が、事後調査中、不服申し立て又は訴訟中である。
- 照会対象の取引等が、関係者間で紛争中または紛争のおそれが極めて高い。
- その他：

税関 業務部
首席関税評価官

上記照会貨物の関税評価上の取扱いについて、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります
注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先）_____まで
お問い合わせください。

関税評価上の取扱い

通信欄

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただく
ものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、
税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（C
第 1000 号-6）を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には参考
となるべき資料の提出をお願いすることがあります。
2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の
申出を行うことはできません。

公開日 以降

登録番号

令和 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）

別添の事前教示に関する照会書（減免税照会用）（登録番号 ）による照会について、下記のとおり回答します。

（令和 年 月 日付事前教示回答書(変更通知)をもって回答(変更)した内容を下記のとおり変更したので、通知します。）

なお、下記の回答を参考とする場合は、裏面に掲げる事項に留意してください。また、照会貨物の輸入申告等を行う際には、これを添付してください。

品名	
照会内容	
照会貨物の概要	
回答	
理由	
有効期限	この回答書の有効期限は 年 月 日までとする。
参 考	

(規格 A 4)

注意事項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対する回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても用途等異なる貨物は減免税の適用の可否が異なることもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）は、減免税の適用の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供しますのでご留意ください。
3. この回答書（変更通知書）の内容については、行政不服審査法上の「不服申立て」の対象とはなりません。当該内容について意見がある場合には、税関に「意見の申出」を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から2月以内のみ可能です。
4. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - (1) その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの
 - (2) 減免税の適用の可否を決定するため前提となる貨物の説明と合致しない貨物の説明に基づくもの
 - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
 - (4) 法令の適用を誤ったもの
 - (5) 上記（1）～（4）以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記6.により朱書されたものを除きます。）
5. 法令解釈の変更によりこの回答書の減免税の適用の変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
6. 上記5. の場合において、変更通知を行ったものについては、当該減免税の適用変更前に契約した貨物について、当該変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（当該変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）（減免税回答用）

（照会者名）（敬称） _____ から、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称） _____ に係る減免税の適用の可否に関する照会につき
ましては、下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせしま
す。

切替えを行わない理由：

- 具体的な照会でない。
- 照会貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である。
- 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものである。
- その他：

税関 業務部

上記照会貨物の減免税の適用の可否について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります
注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先） _____ まで
お問い合わせください。

回 答 _____

通信欄 _____

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただく
ものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、
税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書（減免税照会用）」（C 第
1000 号—22）を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等
の参考となるべき資料の提出をお願いすることがあります。
2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服申立ての対象とならず、また当該回答について意見
の申出を行うことはできません。

受付番号

登録番号

税関様式 C 第 1001 号

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書

令和 年 月 日	申出者の 住所、氏名
殿	代理人の 住所、氏名 (担当者) (電話番号)
令和 年 月 日付	事前教示回答書（登録番号） 事前教示回答書変更通知書（登録番号）
<p>に関し、下記の理由により { 関税率表適用上の所属区分 } につき意見の申出を行います。 { 原産地 }</p> <p>上記 { 事前教示回答書 } に係る貨物の { 関税率表適用上の所属区分 } は、下記の理由により () ではなく、 { 事前教示回答書変更通知書 } { 原産地 } () と考えます。</p>	
理 由	

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

1. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更を別添の変更通知書により行います。
2. 当該事前教示回答書（変更通知書）を撤回し、別添の事前教示回答書を新たに発出します。
3. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更及び撤回を行いません。

(理 由)

令和 年 月 日

税関業務部

注 意 事 項

1. 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る関税率表適用上の所属区分又は原産地について照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出は事前教示回答書（変更通知書）の交付又は送達の日翌日から起算して2月以内のみ可能です。
2. この申出書は、1部提出してください。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
3. この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書変更通知書を照会貨物の輸入申告等を行う際に添付してください。
4. この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）が変更され変更通知書の送付若しくは送達を受ける場合又は事前教示回答書が撤回され新たに事前教示回答書の交付若しくは送達を受ける場合は、当該事前教示回答書（変更通知書）を返付してください。

(規格 A 4)

受付年月日	
-------	--

受付番号	
------	--

事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書

令和 年 月 日 殿	申出者の 住所、氏名	担当者 電話番号
	代理人の 住所、氏名	担当者 電話番号
令和 年 月 日付 事前教示回答書（関税評価回答用）（登録番号 ） 事前教示回答書変更通知書（関税評価回答用）（登録番号 - ） に関し、関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて、下記の理由によ り意見の申出を行います。		
（理 由）		

事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

1. 当該事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）の変更を別添の変更通知書により行います。
2. 当該事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）の変更を行いません。

（理 由）
令和 年 月 日 〇〇税関 業務部 （首席）関税評価官

（注）本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。

注意事項

1. 意見の申出書

- (1) 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。
- (2) この申出は事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）の交付又は送達の日からの翌日から起算して2月以内のみ可能です。
- (3) この申出書は1通提出してください。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。

2. 意見の申出に対する回答書

- (1) 本件の意見の申出に対する回答内容は、あくまで以前に行った回答に対する照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる解釈が行われることがあります。また、事後調査等において、実際の取引実態が照会内容と相違していることが判明した場合には、当該回答は尊重されないこととなるのでご注意ください。
- (2) 回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。

3. 変更通知書（変更された場合に限り本書に添付）

- (1) この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書変更通知書を照会貨物の評価申告又は納税申告（評価申告したものを除く）を行う際に添付してください。
- (2) この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書が変更され変更通知書の交付又は送達を受ける場合は、当該事前教示回答書を返付してください。

受付番号

登録番号

税関様式 C 第 1001 号-2

事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書

令和 年 月 日	申出者の 住所、氏名	
殿	代理人の 住所、氏名	(担当者) (電話番号)
令和 年 月 日付	事前教示回答書（減免税回答用）	(登録番号)
	事前教示回答書変更通知書（減免税回答用）	(登録番号)
<p>に関し、下記のとおり減免税の適用の可否について、意見の申出を行います。</p> <p>上記 { 事前教示回答書（減免税回答用） } に係る貨物は、下記の理由により () ではなく、 () と考えます。</p>		
理由		

事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

1. 当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）の変更を別添の変更通知書により行います。
2. 当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）を撤回し、別添の事前教示回答書を新たに発出します。
3. 当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）の変更及び撤回を行いません。

(理由)

令和 年 月 日

税関業務部

注 意 事 項

1. 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る減免税の適用の可否について照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出は事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）の交付又は送達の日翌日から2か月以内のみ可能です。
2. この申出書は、1部提出して下さい。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付して下さい。
3. この申出書により、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）を照会貨物の輸入申告等を行う際に添付してください。
4. この申出書により事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）が変更され変更通知書の送付若しくは送達を受ける場合又は撤回され新たに事前教示回答書の交付若しくは送達を受ける場合は、当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）を返付して下さい。

(規格 A 4)

事前教示に係る補足説明書

令和 年 月 日 殿 番号 _____
税関 先に令和 年 月 日付事前教示に関する照会書をもって照会があった貨物（品名 _____）につき、下記の質問事項に対する補足説明を必要としますので、令和 年 月 日までに「補足説明事項」欄に必要事項を記載のうえ、提出して下さい。なお、同日までに提出がない場合又は補足説明が不十分な場合には、回答を受けられないこととなります。
(質問事項)
(補足説明事項)
令和 年 月 日 補足説明者の氏名又は名称 (担当)

- (注) 1. この補足説明書は、事前教示に関する照会書（税関様式 C 第 1000 号、税関様式 C 第 1000 号—2、税関様式 C 第 1000 号—6 又は税関様式 C 第 1000 号—22）に添付して下さい。
2. 記載欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付して下さい。

(規格 A4)